

## 大塚 経営 労務 事務所

特定社会保険労務士・経営士 大塚 亜喜雄

人事コンサルタント・年金コンサルタント・確定拠出年金アドバイザー

〒276-0028 八千代市村上2112-25

Tel・FAX 047-486-8200

E-mail:otsuka\_keiei@ybb.ne.jp

http://www.otsuka-keiei.com/

# 事 務 所 便 り NO 6 7 号

## 今年も注意！ 「熱中症」 予防対策

### ◆平成 21 年の発生状況

厚生労働省の発表によれば、平成 21 年の職場における熱中症による死亡者数は 8 人（根全年は 17 人）だったそうです。昨年は少なかったといえますが、例年は 20 名前後で推移しています。業種別では、建設業（5 人）が多くなっています。

作業開始からの日数別にみると、88%が 7 日以内に発生し、発生月別にみると、すべて 7 月か 8 月に発生しています。

### ◆そもそも「熱中症」とは？

熱中症は、高温多湿な環境で体内の水分や塩分のバランスが崩れることにより、体内の調整機能が破綻して発症する障害の総称であり、以下のような様々な症状が現れます。

- ・めまい・失神
- ・筋肉痛・筋肉の硬直
- ・大量の発汗
- ・頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- ・意識障害・痙攣・手足の運動障害
- ・高体温

### ◆厚生労働省の取組み

厚生労働省では、「職場における熱中症の予防」について、平成 21 年 6 月に発出した通達に基づく以下の対策を図ることとしており、都道府県労働局や労働基準監督署による事業場への指導などにより、取組みを推進しています。

(1) 職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管

理、作業管理、健康管理等を行うこと

(2) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(3) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取

(4) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理など

## 「長期安定志向」の新入社員

### ◆約 500 人の新入社員が回答

産業能率大学では、新入社員の意識や将来の目標などに関するアンケートを実施し、「2010 年度 新入社員の会社生活調査」として発表しました。

この調査は、1990 年から実施されているもので、今年度は 151 社 515 人を対象に実施し、505 人（男性 360 人、女性 145 人）から有効回答を得て集計されています。

### ◆将来の展望について

今年度の新入社員については、将来の進路として「管理職として部下を動かし、部門の業績向上の指揮を執る」という「管理職志向」の人が 44.3%となり、「役職には就かず、担当業務エキスパートとして成果を上げる」という「専門職志向」の人の 44.0%を初めて上回ったそうです。一方、「独立志向」は不人気で、過去最低の 8.7%にとどまったそうです。

また、「終身雇用制度を望むか」という質問では、「望む」人が 71.1%で、過去最高だった前年度より 2.4 ポイント減少しました。「転職は挫折」と考える傾向が高いようです。

### ◆「理想の年収」と「現実予想の年収」

35 歳時点での理想の年収については、過去最低となった前年度の 731 万円をさらに下回り、723 万円となり

ますが、その年と比較すると「1,000万円以上」の回答が大幅に減り、「600万円」という回答が大幅に増加しています。

また、現実を予想した年収も586万円で過去最低となっています。

#### ◆企業側としてどう考えるか

この調査結果を見てみると、今年度の新入社員は、勤め人として「ふつうの道」から外れることを不安視する傾向にあるようです。独立は考えず、同じ会社に長期勤務して、管理職を目指し、年収についても無難な金額を望んでいます。

会社側として考えると、長期安定志向の社員というのは、中長期的な視点で見れば「人材育成ができる」という利点もあるのではないのでしょうか。

## 障害者「雇用納付金」「雇用率」の改正

#### ◆「障害者雇用納付金制度」とは？

障害者雇用促進法では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用雇用労働者数が56人以上の一般事業主は、その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければなりません。

これを下回っている場合には、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額5万円の「障害者雇用納付金」を納付しなければなりません。

一方、常用雇用労働者数が300人を超える事業主で法定の障害者雇用率（1.8%）を超えて障害者を雇用している場合には、その超えて雇用している障害者の人数に応じて、1人につき月額2万7,000円の「障害者雇用調整金」が支給されます。

#### ◆改正点について

改正障害者雇用促進法が平成21年4月から段階的に施行されていますが、平成22年7月からは、以下の内容が施行されています。

(1)「障害者雇用納付金制度」の対象事業主の拡大  
従来は、常用雇用労働者数が「301人以上」の事業主が対象（昭和52年以降）でしたが、「201人以上」に拡大

されました。なお、平成27年4月からは「101人以上」に拡大されます。

#### (2)「障害者雇用率制度」の対象労働者の拡大

短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）が、障害者雇用率制度の対象となりました。これにより、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を「0.5カウント」としてカウントします。

#### ◆改正の目的

上記(1)の改正の目的は、近年、障害者雇用が進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているため、障害者の身近な雇用の場である中小企業における障害者雇用の促進を図ることです。

また、上記(2)については、障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により長時間労働が難しい場合があるほか、障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効であるなどの理由から、改正がなされました。

#### ◆改正の影響

今回の改正により、障害者雇用の促進が期待される一方で、初めて障害者を雇用する企業にとっては、作業施設・設備の改善、特別の雇用管理等が必要になるなど、一定の経済的負担を伴うこともあり、ハードとソフト両面での環境整備が必要となります。

### 22年8月の税務と労働の手続き

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

#### 31日

- 個人事業税の納付<第1期分>
- 健保・厚年保険料の納付

～当事務所よりお知らせ～

4月1日から非正規社員の雇用保険の適用範囲が拡大されています。ご注意ください。

- ① 31日以上の雇用見込みがあること
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること